

胎内市地域福祉計画

# 「地域ちやぶ台プラン」

～地域のすべての住民が顔のみえるつながりを持ち続けていこう～



平成26年4月

胎内市

## 表紙の絵

胎内市障がい者アート展出品作品（平成26年3月）

題名 「天 翔」

作者 高橋 文夫氏（就労継続支援B型事業所 こぼと作業所 ご利用者様）

作者より「太陽に向かって一斉に飛び立つ元気な鶴の群れを描きました。」



## はじめに

胎内市長 吉田和夫

胎内市の平成 25 年度末の人口は約 3 万 1 千人で、このうち 65 歳以上の割合は 30%に達し、今後も少子高齢化がさらに進むことが見込まれています。こうした時代の流れとともに、核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会で人と人とのつながりやかかわりが希薄になってきたといわれている昨今ですが、一方では、子育てや教育、高齢者・障がい者・児童に対する福祉、地域防災の面でも人と地域とのつながりの大切さが見直されつつあります。

また、地域から孤立していたために、急病や死亡の発見が遅れたり、虐待が見逃されてきたなどの例も増えており、地域で抱える課題はより複雑化しておりますが、誰もが明るくいきいきとした生活を送るためには、改めて支え合いや助け合いの活動を拡大していく必要があると強く感じております。

本市では、「住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまちづくり」を目指し、市民の皆様をはじめ、自治会、社会福祉協議会等の関係団体、事業所等の皆様とともに、地域が抱える課題や問題点を洗い出し、自助・公助・共助による支援が偏重することなく、相互に支え合うことの理解を深め、住民や自治会が主体となった多様な活動がより進展していくことを目指し、胎内市では初版となる「胎内市地域福祉計画」の策定に取り組んでまいりました。

本計画では、「楽しくふれあい、認めあい、助けあうまち たいない」を基本理念に、地域に関わるすべての人々が連携・協働し、様々な生活課題を持ち寄り、支援を必要としている人を支え、人と地域をつなぐ活動を進めることによって、これからも住み慣れた家庭や地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができる地域づくりの実現に向けた取組みを進めることとしています。

今後は、市民・地域・行政が互いに連携をとりながら、計画に掲げる目標の実現を目指してまいりますので、一層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、モデル地区懇談会、小・中・高校生等へのアンケート調査、事業所等へのヒアリング等で貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様、熱心にご審議いただきました胎内市地域福祉計画策定委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 26 年 4 月



## 胎内市地域福祉計画 策定委員会に出席して

策定委員長 西 村 ヨシイ

いま、市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

人は誰でも一人では生きられません。大なり小なり誰かのお世話になり、支えられて暮らしています。

自分でできることは自分ですが、どうしても誰かの力を借りたい時は、勇気を出して、遠慮なく、例えば、友だち・知人・親類・地域の方々などと気軽に相談できるような関係が必要となります。そのためには、互いの信頼関係が大切です。多くの地域では、お茶の間サロンがありますが、家にこもらず、積極的に参加し、元気をもらい、友だちづくりで誰とでも話ができるようになり、楽しさも増えてきます。

私の住んでいる築地でもお茶の間サロンがあり、月1回 保健師や社会福祉協議会、地域包括支援センターみらいの職員の方々に来ていただき、健康づくり懇談会やレクリエーション、健康チェックなどの活動を皆で和気あいあい楽しいひと時を過ごしています。

また、介護予防拠点として、改築したセンターでは、毎日、高齢者のために開放しており、ここに通って来る人は皆さん元気で、信頼もあり、絆もあり、お互い心配もしてくれますので、とてもよい関係を築いています。

昔から「向こう三軒両隣」と言われるように、これからもお互い仲良く安心して暮らしていけるようにしたいものです。





## 地域福祉の推進にむけて

—ビジョンを描き、ともにすすめる—

策定副委員長 敬和学園大学 川本 健太郎

昨今、経済不安がつづくなかで、わたしたちは「貧困」という危機に直面しています。それは、年収200万円以下のワーキングプアや、ニート・引きこもりなど未就労状態の長期化に伴う経済的な貧困問題に留まりません。かれらを取り巻くリスクは、「所属の不確かさ」にあり、帰属する居場所をもたず、孤立するという社会関係の貧困も大きな課題です。また、若者や失業者だけでなく、独居高齢者の孤立死や育児で悩む母親、老々介護を原因とするDV被害者など、孤立し、困難を抱える人々は続出し後を絶たない状況です。そして、これほどまでに「モノ」があふれる時代に全国的に餓死者の件数も年々増加しているとの報告には衝撃を受けました。

私たちは、日々、生活に追われ他者へ関心を持つほどのゆとりもない状況です。それ故、これらの困難や課題に対処するのは、行政や社会福祉の専門家の仕事だと思っている人々が多いのも実状です。しかし、残念ながら、それだけでは決して解決しないのです。これらの困難や課題は、みなさんのもっとも身近な暮らしを営む地域社会で起きている問題です。そして、かれらは、「無関心」という冷たさの中で、自らを抑圧し、「助けて」と発信することもできない状況にあることが多いのです。

果たして私たちは、子どもたちや10年、20年先の将来、「わが町」の姿を考えたときに、本当にこのままでよいのでしょうか。もし、望まない未来であるのならば、私たちにできる小さな一歩はきっとあるはずです。その一つは、困難を抱える人々の「声なき声」に気づくことです。そして、いち早く手を差し伸べることができるのは、身近な隣近所に暮す、わたしたちなのです。

わたしは、本計画の策定に携わり、市内数地区のすばらしい福祉活動に関わる熱心な住民の方々と出会い、お話を伺い感銘をうけました。そして、皆さんの「声なき声」に気づく力、「なんとかしたい」という思いに触れることができました。ただ一様に、「どのようにすれば良いのか」ということに戸惑いがあることもわかりました。

まさに、地域福祉計画は、住民のみなさんの声を出発点にするもので、どのような「わが町」にしていきたいのか理想を描き、現実にある身近な課題の一つ一つに対して、社協をはじめ、専門職、そして、行政も一緒になって解決を目指すものです。そして、行政や社協は、住民の声、課題に応えるために、財政難を工夫しながら乗り越えて、専門職を設置、養成していくことは、大きな使命の1つになるでしょう(コミュニティソーシャルワーカープロジェクト)。今回、策定にあまり時間をかけることができませんでしたが、これから、推進に向かう中で、さらに住民のみなさんの参加の場をもうけることが明確に位置づけられました(協議の場プロジェクト)。そして、1つでも多くの声に耳を傾け、困難を抱える人々に寄り添いながら、ともに行動していくことに役立つ計画であると信じています。そして、これらの行動が、すべての人々の将来にわたって安心した暮らしを実現していくための一歩になることを確信しています。

# 目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって……………	1
○ 計画策定の目的	
○ 計画の位置づけ	
第2章 地域福祉計画の体系……………	4
○ 基本方針と推進目標	
○ 取組み課題と推進目標の実現に向けたプロジェクト	
○ 推進体制	
○ 進行管理	
○ 計画期間	
第3章 胎内市の人口・世帯について……………	12
○ 当市の人口・世帯状況について	
策定委員名簿……………	13

# 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

## ● 計画策定の目的

少子高齢化、核家族化が進み、さらには個人の価値観の多様化や生活形態等の変化により、家庭や地域でお互いに支え合うことが弱まり、共に支え合う、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

さらに、ひきこもりやニート、虐待、家庭内暴力、自殺、ホームレスなどが新たな社会問題となっています。

本計画は、現在の社会状況の中で、これまでの制度やサービスでは対応しきれない課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心、快適に暮らし続けられるよう、「向こう三軒両隣り」や「困った時はお互いさま」など地域のつながりの再構築とその地域・地区の特色を生かしたまちづくりをすすめるための継続的な話し合いの「場づくり」や「しくみづくり」のために策定するものです。

## ● 計画の位置づけ

胎内市地域福祉計画は、社会福祉法第4条及び第107条に規定する市町村地域福祉計画です。計画の策定や推進に当たっては、住民の参加を求めています。

この計画は、胎内市総合計画を基として、地域で暮らしている人は、誰でも平等であり、全ての人々が人として尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で、安心してその人らしい自立した生活ができるよう、人と人とのつながりを基本に「困った時はお互いさま」の「顔の見えるつながり」、共に認め合い、支え合う「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。(P2図1)

さらに市の保健福祉部門の実施計画として位置づけられているため、それぞれの個別計画との連携・推進を図ります。(P3図2)

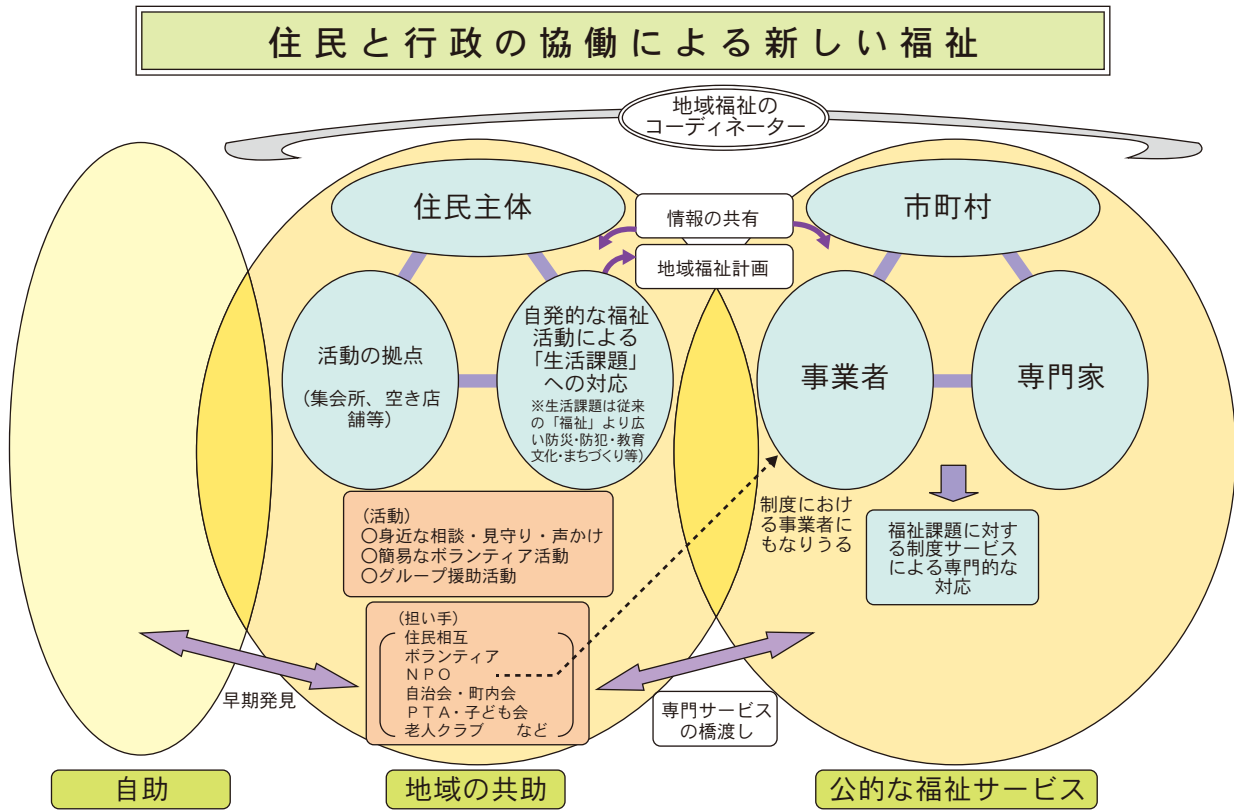
また、胎内市社会福祉協議会が策定する「胎内市地域福祉活動計画」との連携により自助・共助・公助のそれぞれの役割を踏まえて、一体的に地域福祉の向上に向けて取り組みます。

自助：自分たちの日常生活は、自分たちで支えること。

共助：地域で暮らす人たちが隣近所や地域のつながりで助け合い、支え合うこと。

公助：市など行政や警察、消防、保健・福祉・医療機関等による支援と連携。

(図1)



(厚生労働省：これからの地域福祉のあり方に関する研究報告書より)

### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### (市町村地域福祉計画)

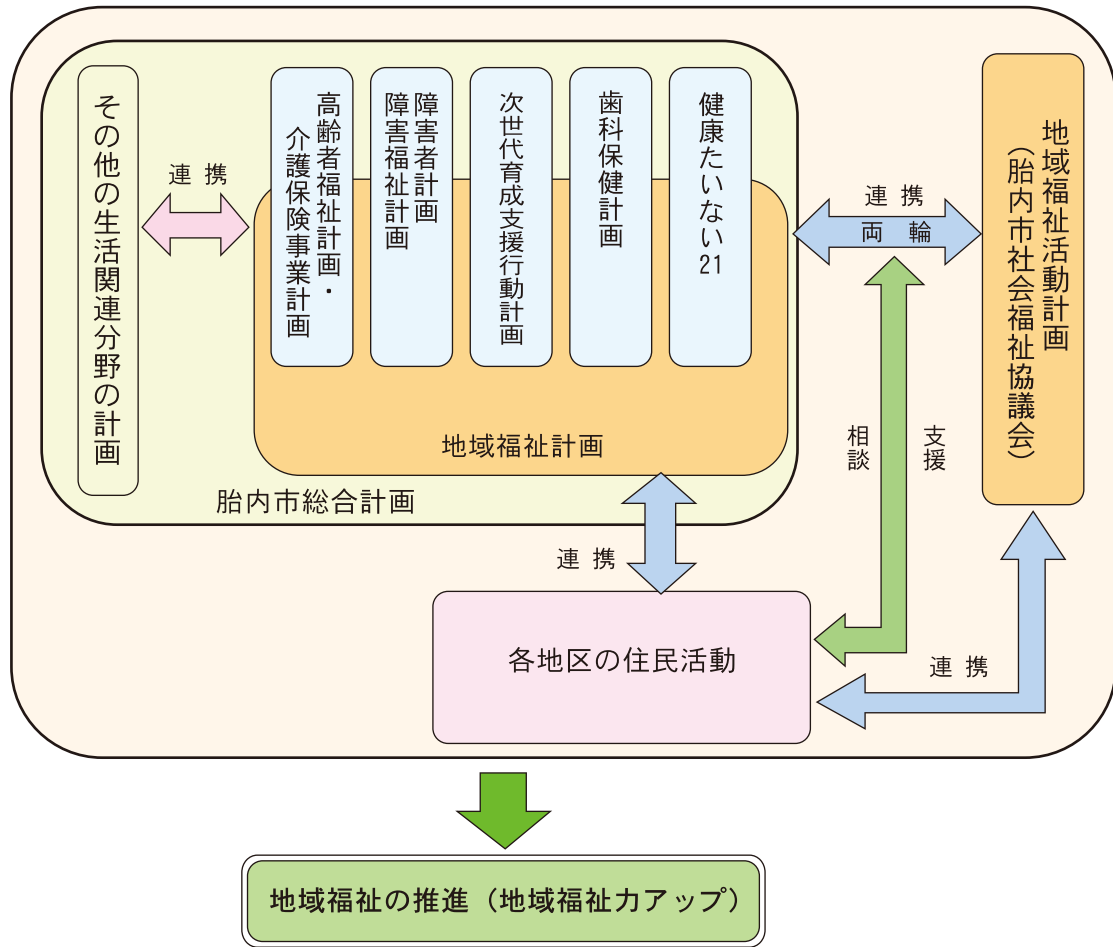
第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



胎内市地域福祉計画の位置づけ

(図2)



## 第2章 地域福祉計画の体系

### ● 基本理念

本計画は、少子高齢化や地域のつながりが希薄になっている現状をみた時に誰もが地域で支え合いながら元気で暮らしていけるかどうか大きな関心事になっています。

市では、そのことを行政の大きなテーマと考え、地域の皆様と協働しながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指して、本計画の基本理念を「楽しくふれあい、認めあい、助けあうまち たいない」といたします。

#### 「胎内市地域福祉計画」の基本理念

楽しくふれあい、認めあい、  
助けあうまち たいない

## ● 基本方針と推進目標

計画策定に関するアンケートや聞き取り調査、策定委員会の中で、昔のような困った時はお互い様など隣近所での助け合いや支え合い、地区の共同作業などが減って「顔の見えるつながり」が薄れてきているという意見が多く聞かれました。「顔の見えるつながり」のきっかけは、「あいさつ」であり、誰とでもあいさつができるということが地域福祉の第一歩でもあります。アンケートの中にも自分にできることは何かという自由記載欄の問いには、「あいさつをする」という答えが目立ちました。

また、世代間交流が薄れているという意見も多くあり、交流の場の1つとして、地域のサロンで子どもから高齢者まで障がい等があってもみんなで顔を合わせる大切だという意見がありました。集まって、会話をし、笑い、一緒に食事をしたりすることで地域の方々の様子に気づいたり、どうしているのかと気づいたり顔がわかる範囲でつながりが実践できることを皆さんから教わりました。その集まるきっかけとして、一生涯付き合う「歯」の8020（ハチマルニイマル）運動を起点として、歯や口のはたらきの健康や食事について、病気についてなど全身の健康や心の健康などいろいろと広がっていけるということも策定委員会で提案がありました。「病気へらし」「元気増やし」「安心・安全」「生きがい」「ふれあい」など総合的な見守り・支え合いのしくみづくりを皆さんと共に進めていくために、本計画の基本方針と4つの推進目標を定めます。

### 基本方針

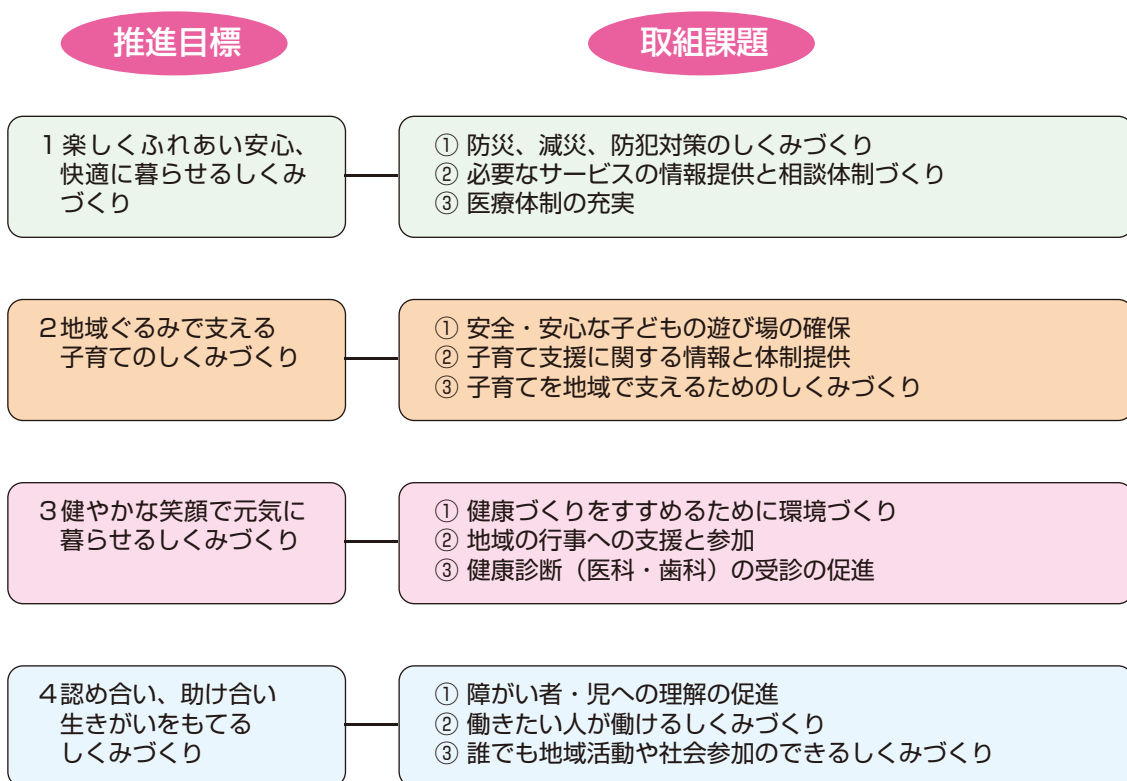
「笑顔であいさつ つながる安心  
地域が支える居心地のいいまちづくりを目指して」

### 推進目標

- ① 楽しくふれあい安心、快適に暮らせるしくみづくり
- ② 地域ぐるみで支える子育てのしくみづくり
- ③ 健やかな笑顔で元気に暮らせるしくみづくり
- ④ 認め合い、助け合い、生きがいをもてるしくみづくり

## ● 取組み課題と推進目標の実現に向けたプロジェクト

本計画の4つの推進目標を目指し、それぞれ3つの取組み課題を設定しました。さらにそれらの実現に向けて、具体策を検討していくための第一歩として、2つの「推進目標の実現に向けたプロジェクト」を設定し、十分な話し合いを行い、市民の方々と連携・協働し、住み続けたい居心地のいいまちづくりに取り組んでいきます。



**《推進目標の実現に向けたプロジェクト1》**  
「自治会や地区ごとに課題を共有し、解決に向けた話し合いを行う場づくり」

**《推進目標の実現に向けたプロジェクト2》**  
「推進目標を住民と協働ですすすめるしくみづくり」

## 《推進目標の実現に向けたプロジェクト1》

### 「自治会や地区ごとに課題を共有し、 解決に向けた話し合いを行う場づくり」

計画策定にあたり、モデル地区で懇談会を実施し、それぞれの地区の良い点や課題点など話し合ってもらいました。そこで、明らかになったことは、住民一人ひとりが課題を感じていても話し合う機会がなく、そのままそれぞれの胸のうちに閉じ込めていたことが多いということでした。

そこで地域福祉の推進に向けたプロジェクト1に住民参加をし続ける場の体系づくりとして、「自治会や地区ごとに課題を共有し、解決に向けた話し合いを行う場づくり」としました。

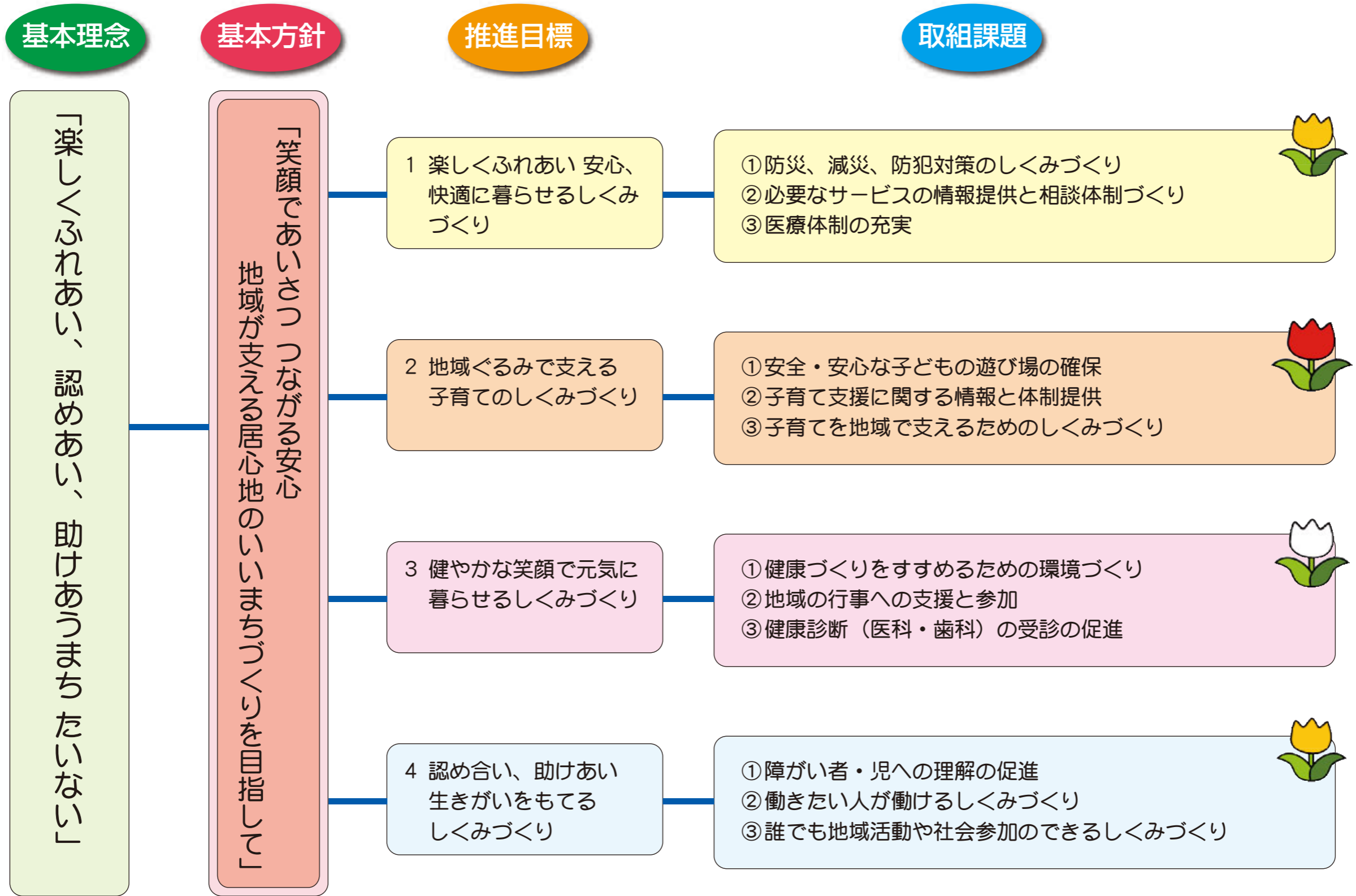
## 《推進目標の実現に向けたプロジェクト2》

### 「推進目標を住民と協働ですすめるしくみづくり」

地区での懇談会や小学6年生、中学3年生、高校3年生、小学校・中学校のPTA役員の方に実施したアンケートから地域での課題解決のためには、市役所内の横断的な連携の必要性や地域住民が抱えるいろいろな課題の解決には、トータル的にコーディネートをする人（コミュニティソーシャルワーカー）が必要であるということが見えてきました。

そこでプロジェクト2として、地域住民とともに市役所の関係課も一体となって、地域福祉を推進していくために「推進目標を住民と協働ですすめるしくみづくり」としました。

胎内市地域福祉計画「地域チャバ台プラン」地域のすべての住民が顔のみえるつながりを持ち続けていこう

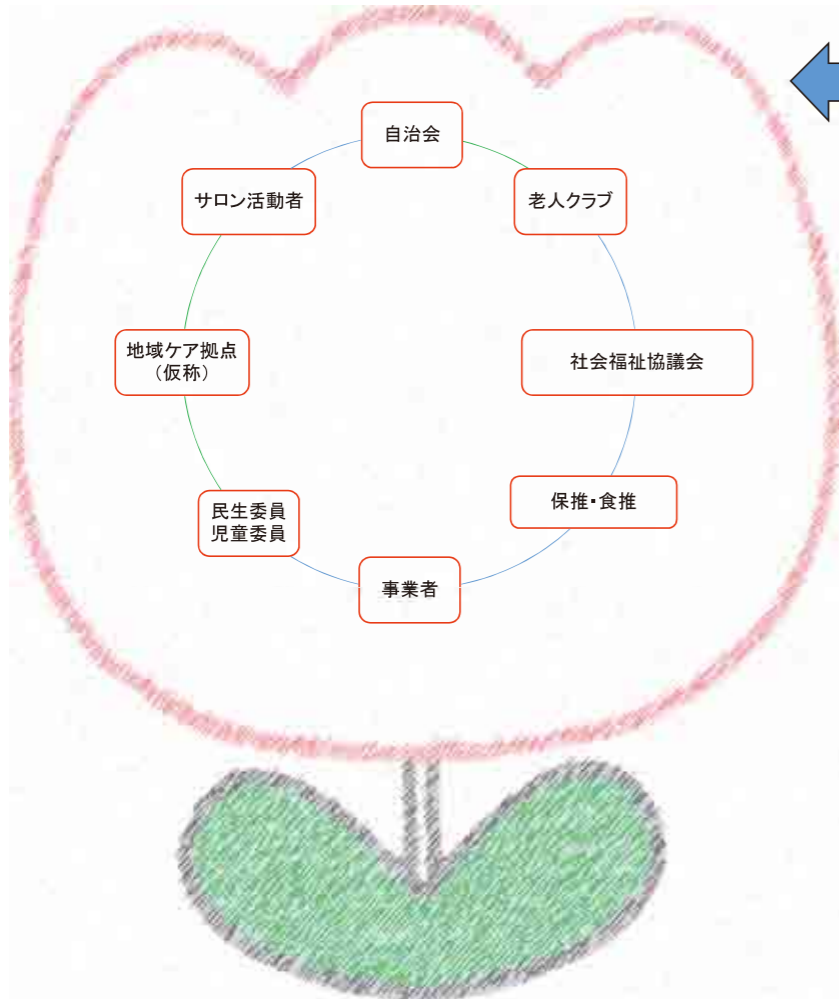


計画期間：平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしますが、必要に応じて見直し・変更を行います。

# 推進目標の実現に向けたプロジェクト 1

「自治会や地区ごとに課題を共有し、解決に向けた話し合いを行う協議の場づくり」

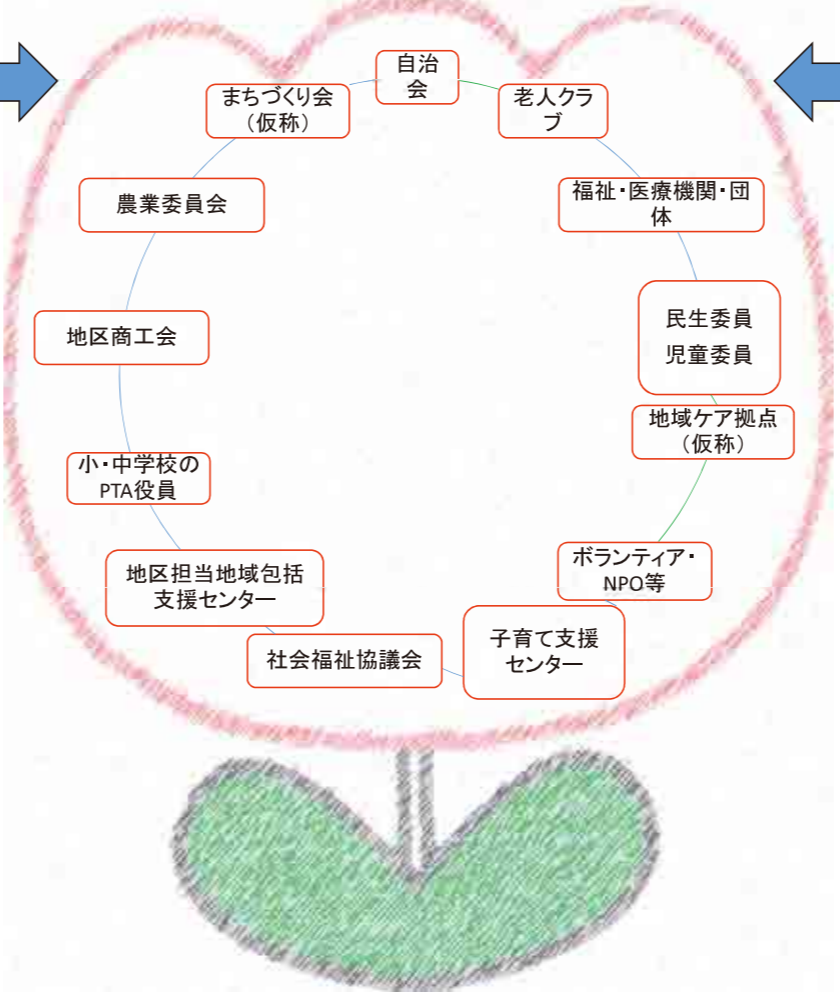
地域支え合い  
プロジェクト（仮称）  
ー身近なエリアー



自治会、班、ごく身近な隣近所での情報共有が大切。災害時等の緊急支援や見守り、孤立の防止、防犯、支え合いなど「向こう三軒両隣」を現代版に構築します。

向こう三軒両隣や班など身近から見守りや支え合いの拠点  
拠点：自治会  
集会所  
空き屋・空き店舗  
民家型デイサービスやグループホーム  
相談 等

旧小学校区ネットワーク  
プロジェクト（仮称）  
ー地域の協働・連携エリアー



旧小学校区（中条、本条、柴橋、乙、大出、十二天、築地、竹島、高浜、村松浜、黒川、鼓岡、大長谷）ごとに自治会や福祉関係団体など「身近なエリア」で解決困難なことを協議・支援する。また、コミュニティーソーシャルワーカーにより必要なサービス等をコーディネートします。

各地区の特色を生かした地域福祉活動の拠点  
機能：総合相談  
学習機能  
活動支援機能  
情報発信機能  
協議機能

胎内市安心ネットワーク  
プロジェクト（仮称）  
ー協議・支援エリアー



社会福祉協議会や市が中心となり、地域で解決することが困難な事が発生した時は、専門的なサポートができるよう、公的支援を含めて、協議できる場を持ちます。

地域福祉活動の協議と支援の拠点  
専門機関：ボランティアセンター  
子育て支援センター  
ファミリーサポート  
障がい者総合相談支援事業所  
医療・保健・福祉の施設や機関 など  
協議の場：地域ケア会議  
地域包括支援センター会議  
健康づくり推進協議会 など各協議の場



# 推進目標の実現に向けたプロジェクト 2 「推進目標を住民と協働ですすめるためのしくみづくり」



## 「市役所内各課横断連携システムづくり」

地域の活動を推進するための支援体制をすすめます。市役所内の体制として、保健医療福祉関係にとどまらず、住宅や環境、雇用、教育、まちづくり政策など幅広い分野での連携・協議が必要です。そのため、関係各課が密接に連携し、地域の課題に総合的に関わられるような体制をつくります。



## 「地域住民と福祉サービスをつなげる専門職の配置と育成」

地域において支援を必要とする人たち（高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児、日本語が不自由な外国人など）の相談を受けたり、支援活動をする人と結びつけたり、公的制度との調整をするなど制度の狭間の問題を公民協働で解決する専門職（コミュニティソーシャルワーカー）を配置・育成します。

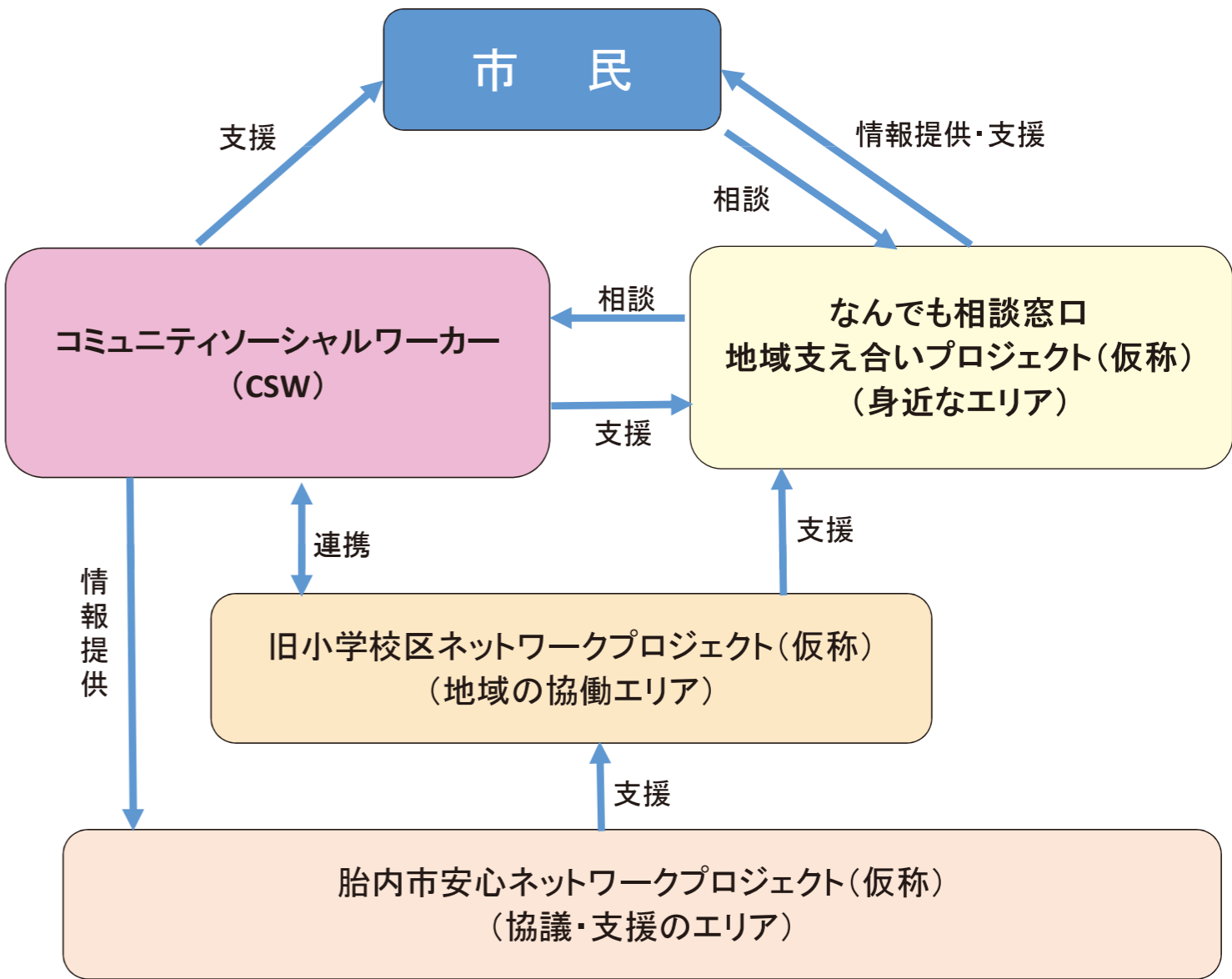
**コミュニティソーシャルワーカーの役割**  
 「どこに相談していいのかわからない。」そんな悩みや困りごとを地域に出向いて、お話を伺い、解決する方法を一緒に考え、周囲の方々の協力を得たり、制度やサービスの活用、相談窓口へつなぐなど地域で孤立しないよう支援します。

例えば・・・

- ・近所に心配な方がいるんだけど・・・。
- ・育児のことで不安。誰に相談したらいいの・・・。
- ・家族の介護、どうしたらいいのか・・・。
- ・息子さんがずっと家に閉じこもっているみたいだけれど・・・。
- ・障がいがあり、仕事が長続きしない。なんとかしたい・・・。
- ・外国人で日本語での意思疎通がうまくできず、受診を控えている人がいる。

など  
 相談支援し、地域での生活を支えるためのコーディネーターです。

# コミュニティソーシャルワーカーの役割図





## ● 推進体制

本計画の推進にあたっては、多様な分野との関連による取り組みが重要です。

### ①胎内市社会福祉協議会との連携・連動

- ・社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携・連動し、一体となって取り組んでまいります。
- ・計画推進のため、社会福祉協議会と共に生活課題や福祉課題の把握に努め、住民や関係機関等と連携し、解決を図ります。

### ②地域福祉計画推進会議(胎内市安心ネットワークプロジェクト会議)(仮称)の設置

- ・計画の推進方法等を検討するとともに、評価・進行管理を行います。
- ・4つの推進目標をテーマとする各作業部会を立ち上げます。

### ③市役所内の推進体制の整備

- ・さまざまな分野に関わることから、市役所内の関係各課と情報の共有と連携を図り、総合的に施策が推進されるよう取り組みます。

### ④住民や関係諸団体等との連携

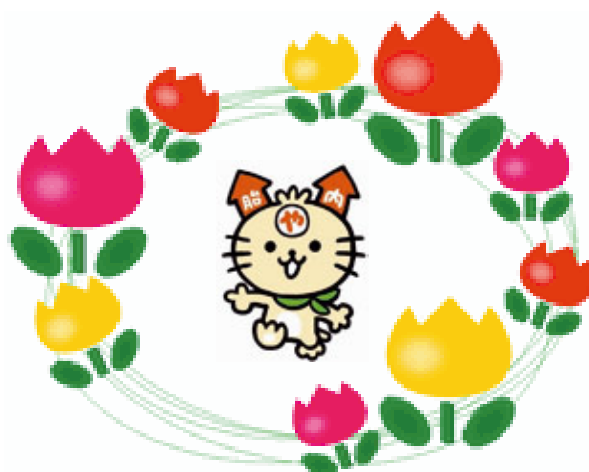
- ・それぞれの役割を認識し、それらを明確にしながら、制度の狭間にある地域の生活課題の解決に向け、連携していきます。

## ● 進行管理

毎年、安心ネットワークプロジェクト(仮称)、庁内関係課会議において、調整・評価された状況を踏まえ、進行管理を行います。その結果については、市ホームページ等に掲載し、公表します。

## ● 計画期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしますが、日々変化を続ける地域生活状況の確認を行いながら、必要に応じて、見直し・変更を行います。



## 第3章 胎内市の人口・世帯について

### ● 当市の人口・世帯状況

#### 胎内市の人口・世帯状況

		H20	H21	H22	H23	H24
人 口 (人)		32,522	32,164	31,999	31,696	31,509
年 齢 別	0～14歳 (人) (割合)	4,057 (12.4%)	3,946 (12.3%)	3,851 (12.0%)	3,757 (11.9%)	3,695 (11.7%)
	15～64歳 (人) (割合)	19,873 (60.5%)	19,501 (60.6%)	19,375 (60.6%)	19,176 (60.5%)	18,840 (59.8%)
	65歳～ (人) (割合)	8,592 (26.2%)	8,717 (27.1%)	8,773 (27.4%)	8,763 (27.6%)	8,974 (28.5%)
世 帯 数		10,276	10,274	10,367	10,400	10,532
高齢者のみ世帯数 (高齢者一人暮らし世帯除く)		699 (6.8%)	751 (7.3%)	745 (7.2%)	750 (7.2%)	817 (7.8%)
高齢者一人暮らし世帯数 (施設入所者除く)		631 (6.1%)	649 (6.3%)	652 (6.2%)	704 (6.7%)	670 (6.4%)
ひとり親世帯数(※) (4月1日現在)				236	249	238
障害者手帳交付数(人)(※) (割合) (3月31日現在)			1,533 (4.8%)	1,559 (4.9%)	1,540 (4.9%)	1,568 (5.0%)

(9月30日現在) 胎内市保健衛生統計及び実数(※)より

平成17年9月に中条町と黒川村が合併をし、市制が施行され、当時の人口は32,813人(国勢調査)でしたが、その後は緩やかな減少傾向を示し、平成24年9月30日現在では、31,509人となっております。

また、64歳以下の人口は、減少を続け、65歳以上の人口は、増加をたどり、急速な高齢化が進むと見込まれています。さらに、高齢者世帯の増加や核家族化も進むと考えられます。

地域福祉計画策定委員名簿（平成25年8月5日から平成26年3月31日）（敬称略）

区分	所 属	氏 名	備 考
住民組織団体	胎内市老人クラブ連合会	須 貝 勇 一	副会長
	築地福祉会	西 村 ヨシイ	サロン代表 ※策定委員長
	桃崎浜サロンよろばだ	菅 幸 子	サロン世話人
各中学校区の 住民代表	中条中学校区	宮 西 俊 夫	公募委員
	築地中学校区	近 源 一	自営業
	乙中学校区	森 田 あけみ	ピアノ講師
	黒川中学校区	坂 上 洋 子	保健推進員
学識	敬和学園大学	川 本 健太郎	専任講師 ※策定副委員長
保健福祉関係	民生児童委員	村 木 國 榮	表町
	区長	大 沼 安 在	柴橋
	胎内市社会福祉協議会	伊 藤 公 史	主任
	地域包括支援センターみらい	木 村 律 子	参事
	ぐみの郷地域生活支援センター	村 山 茂 和	施設長
	胎内市居宅介護支援事業所	井 川 智 徳	主任
	デイホームちゅーりっぷ苑・さくら	新 野 直 紀	管理者
	子育てボランティア	諸 橋 きよみ	歯科衛生士
医療	胎内市食生活改善推進委員	小 泉 英 子	食生活改善推進委員 副会長
	新発田北蒲原医師会胎内支部	千 野 早 苗	支部長
商工	一般社団法人 新潟県歯科医師会	有 松 美紀子	地域保健部員
	中条町商工会	渡 邊 素 子	女性部部长
健康福祉課	健康福祉課長	井 畑 明 彦	
	元気応援係長	塚 野 郁 子	事務局
	高齢福祉係長	須 貝 正 則	事務局
	主任	高 橋 純 子	事務局

## 胎内市地域福祉計画

---

発行日 平成26年4月

発行 胎内市健康福祉課 高齢福祉係

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号 胎内市役所

電話 0254-43-6111(代表) FAX 0254-44-8040